

成人健康相談

日時 4月27日(火)午後1時～4時(要予約)
 ※相談時間は1人45分程度
会場 市保健センター
内容 ▽健康や栄養についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など
持ってくる物 各種検査結果票・健康手帳・お薬手帳など相談対象者の健康状態が分かる物
その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー・ペースメーカー利用者は体組成測定を行いません
問い合わせ 健康づくり課 ☎(40)2808)

各種児童扶養手当の申請

児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象者で手当を受けていない人は申請してください。
児童扶養手当 ひとり親家庭となった児童を監護・養育している人を支援するための手当です。
受給者 18歳になって最初の3月31日までの児童(障がい)

児童扶養手当

児童数	支給額 (月額)	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160円	4万3,150円～1万0,180円
2人目	1万0,190円	1万0,180円～5,100円
3人目以降	6,110円	6,100円～3,060円

のがある場合は20歳未満(を監護・養育している人) 支給額 左表のとおり

級数	支給額(月額)	支給要件
1級	5万2,500円	▷身体障害者手帳1・2級程度の障がいのある人 ▷療育手帳判定A程度の障がいのある人▷精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいのある人
2級	3万4,970円	▷身体障害者手帳3級程度の障がいのある人▷日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいのある人

特別児童扶養手当 障がいのある未成年者に対する福祉増進を図るための手当です。
受給者 心身に障がい(内部障がいを含む)のある20歳未満(20歳になる誕生日の前日まで)の児童を監護・養育している人
支給額・要件 左表のとおり

手話をやってみよう(第25回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。今月は「マスク」を紹介します。
【マスク】



両手の親指と人差し指を開いて、マスクの形を作り、口元に合わせる
 ※マスクの形を表現しています

重度障害者福祉タクシー券

非該当要件 ▽児童が障がいを事由とする公的年金を受給している▽児童が施設など(通所施設を除く)に入所しているなど
共通事項 **その他** ▽手当は本人や本人の父母などの所得が一定額を超えると支給が停止となる場合があります▽手当を受けている人は、毎年8月に現況届を出す必要があります▽詳細は問い合わせください
申請・問い合わせ 子ども課 ☎(40)2286)

重度障害のある人に、タクシー料金の一部を補助する福祉タクシー券を交付しています。福祉タクシー券は多野藤岡ハイヤー協議会に加盟するタクシードライバーまたは介護タクシー業者を利用した際の運賃の支払いに使えます。
利用期間 交付日～令和4年3月31日(木)(通年)
交付場所 市役所福祉課・鬼石総合支所鬼石振興課

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、母子・父子家庭などで、下表に該当する人が医療機関を受診したときの自己負担額を県と市で負担する制度です。
対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、この制度を利用する人は医療機関で支払う保険診療分の自己負担額が無料になります。この制度は、申請し認定を受けないと適用されませんので、下表の資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請してください。すでに受給資格のある人で氏名、住所、障がい等級、健康保険証の種類などに変更があった場合は届け出をしてください。
その他 ▽福祉医療制度は、他の医療制度(自立支援医療・指定難病など)を優先しています。他制度の公費負担医療制度が利用できる人は、他制度の申請をしてください▽障がいを理由に福祉医療制度の該当にならなっている人が入院時の食事療養費の助成を受けると

内容 券の利用1枚につき500円を補助。1カ月当たり3枚(年間最大36枚)交付
対象 市内在住で次のいずれかの手帳の交付を受けている人▽身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A▽精神障害者保健福祉手帳1・2級
 ※自動車税の減免を受けている人、施設入所中の人は対象外です
持ってくる物 障害者手帳・印鑑
問い合わせ 福祉課 ☎(40)2384)

後期高齢者医療制度の保険料軽減制度を一部変更
 原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合を保険料として納めていただきます。
 保険料率は2年ごとに見直され、令和3年度の保険料率は2年度と同率となりますが、基礎控除の改正に伴い、所得割額の計算方法で総所得額などから控除する額が33万円から

表1 保険料率

区分	所得割率	均等割額	限度額
令和3年度	8.6%	4万3,600円	64万円

保険料の計算

年間保険料	=	所得割額 (総所得額など-基礎控除(最大43万円)*) ×8.6%	+	均等割額 (4万3,600円)
-------	---	---	---	--------------------

※基礎控除額は合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円です

均等割額の軽減 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が下表2の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

表2 保険料の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件(所得金額)	軽減後の額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数*-1)]以下	1万3,080円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数*-1)+28万5,000円×世帯の被保険者数]以下	2万1,800円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数*-1)+52万円×世帯の被保険者数]以下	3万4,880円

※「年金・給与所得者の数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち次のいずれかの条件を満たす人の数▷給与収入が55万円を超える(事業専従者給与を除く)▷前年12月31日現在65歳未満の人は公的年金などの収入額が60万円、65歳以上の人は公的年金などの収入額が125万円を超える

申請・問い合わせ ☎(40)2259

対象	資格要件	申請に必要なもの
子ども	出生から中学卒業まで	健康保険証・印鑑
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害)	健康保険証・印鑑・障がいの有無などを証明する手帳や証書
	障害年金1級・2級	
	療育手帳A判定・B判定 特別児童扶養手当1級・2級	
ひとり親家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養しているひとり親家庭	※申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

きは、市町村民税の非課税世帯の人に交付される「標準負担額減額認定証」の提示が必要です

イベント 図書館情報 講座・教室 募集 スポーツ 健康福祉 その他